

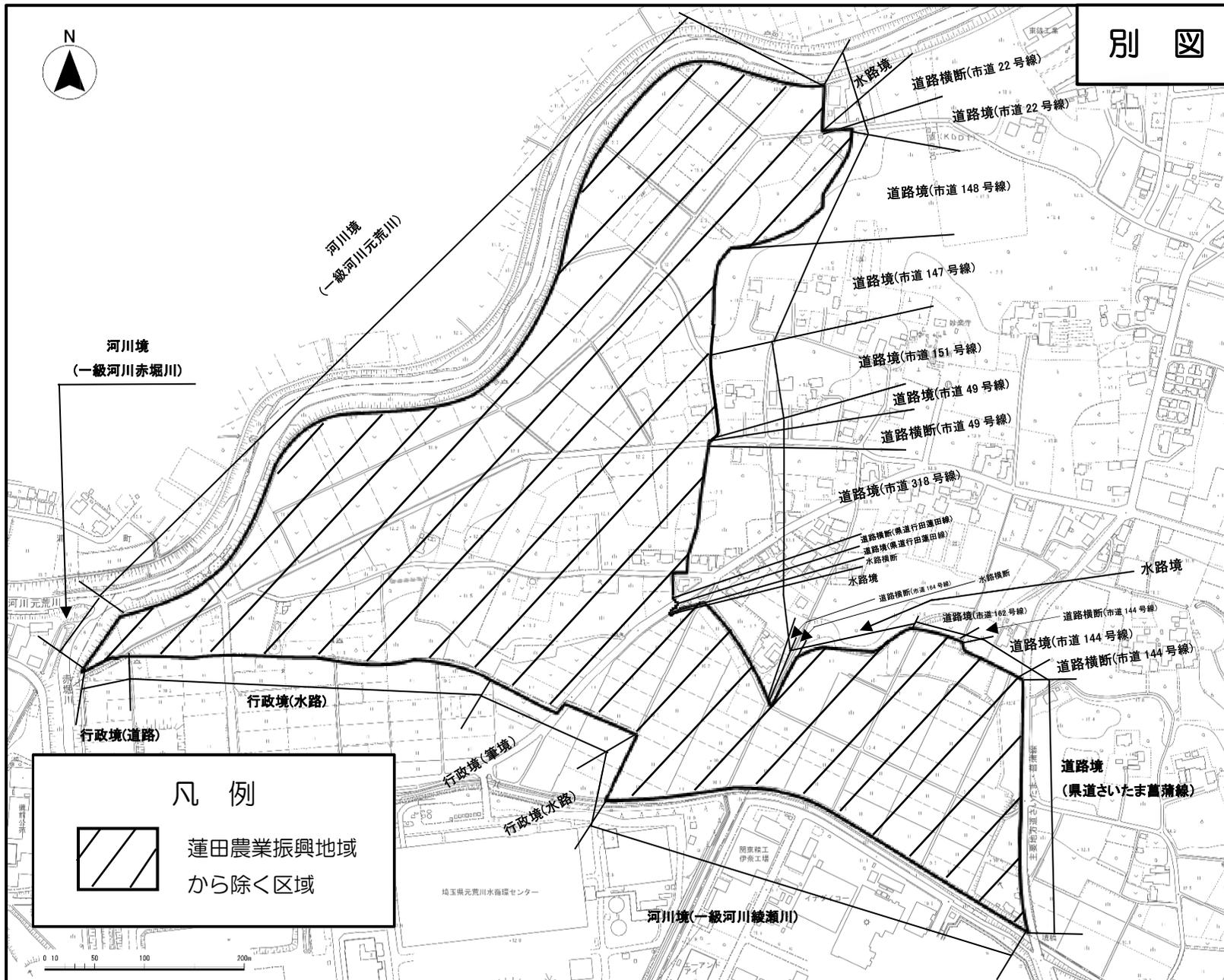
告 示

埼玉県告示第五百七十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、蓮田農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和六年五月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕



河川境
(一級河川赤堀川)

河川境
(一級河川元荒川)

凡例
蓮田農業振興地域
から除く区域

0 10 50 100 200m

水路境
道路横断(市道 22号線)

道路境(市道 22号線)

道路境(市道 148号線)

道路境(市道 147号線)

道路境(市道 151号線)

道路境(市道 49号線)

道路横断(市道 49号線)

道路境(市道 318号線)

道路横断(県道行田蓮田線)

道路境(県道行田蓮田線)

水路横断

水路境

道路横断(市道 104号線)

道路境(市道 102号線)

道路境(市道 144号線)

道路横断(市道 144号線)

道路境
(県道さいたま菫蒲線)

河川境(一級河川綾瀬川)

埼玉県元荒川水循環センター

関東精工
伊奈工場